

京都教育大学同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、京都教育大学同窓会と称する。
- 第2条 (所在地) 本会は、事務局を京都市伏見区深草藤森町1 国立大学法人京都教育大学内に置く。
- 第3条 (目的) 本会は、各支部同窓会と密接な連携のもとに、会員の資質の向上と相互の親睦を図り、京都教育大学の教育研究活動を支援すると共に、同窓会及び京都教育大学の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 同窓会員活動及び支部活動の支援
 2. 京都教育大学の教育研究活動の充実に関する支援

第2章 組織

- 第5条 (会員) 本会は、京都教育大学、京都学芸大学、京都師範学校、京都府師範学校、京都府女子師範学校、京都青年師範学校の卒業生、京都教育大学大学院及び専攻科の修了生、並びに京都教育大学及び大学院・専攻科の在学生会費を納入している者を会員とする。なお、本会は、特別会員をおくことができる。
- 第6条 (理事) 本会に若干名の理事をおく。
- 第7条 (役員) 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 運営委員長 1名
- 第8条 (役員選出) 会長、副会長、運営委員長は、理事の中から互選によって定める。
- 第9条 (会計監査) 会計監査は2名とし、理事以外の会員から選出する。
- 第10条 (役員及び理事の任期) 本会の役員及び理事の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠により選出された役員及び理事は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 (任務) 1. 会長は本会を代表し、諸会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事の中から若干名の参与をおくことができる。
4. 理事は、役員、参与及び委員会委員のいずれかを分掌し、それぞれの任務を遂行する。
- 第12条 (顧問) 本会に顧問及び特別顧問をおくことができる。顧問及び特別顧問は、会長が委嘱する。
- 第13条 (事務局員) 同窓会は、事務局に事務局員をおくことができる。
1. 事務局員は理事会で承認の上、会長が任免する。
 2. 職務内容及び勤務条件等については別に定める。

第3章 会議

- 第14条 (運営) 本会の会議は、総会、理事会、役員会、運営委員会、各委員会及び支部長会、幹事会とする。会議は必要に応じて会長が招集する。
1. 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 2. 理事会での議決を機関決定とする。
 3. 運営委員会は役員、委員会委員長及び参与で構成する。
 4. 総会の円滑な運営のため幹事をおくことができる。

第4章 会計

- 第15条 (会計) 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって充てる。
1. 会費は別に定める。
 2. 既納の会費は、これを返還しない。
 3. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 支部

- 第16条 (支部) 会員活動活性化のため、各地区に支部を置くことができる。
- 第17条 (支部長) 支部長は、支部を統括し、本部との連絡を密にする。

第6章 会則の改正

- 第18条 (会則改正) この会則は、総会において出席会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

- この会則は、平成22年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。
平成24年6月24日から施行する。
平成25年6月23日から施行する。
平成27年6月21日から施行する。